

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 51 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の公表

平成 25 年 12 月 25 日に企業会計基準委員会から「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号。以下、本報告。）が公表されました。

本報告は、8/12 号のワンポイント会計でご紹介した公開草案を一部修正した上で公表されたものです。

今回は本報告の会計処理について解説いたします。

本報告では、下記の 1、2 のいずれにおいても信託に残存する自社の株式を自己株式として計上するとともに、信託の財産及び損益も企業の財務諸表に計上する、総額法を適用するとしています。

- 1 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引
- 2 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

具体的な会計処理は以下のとおりです。

- a 信託に残存する自社の株式を信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上する。
- b 信託の損益（信託による株式の売却差損益、信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用（信託に残存する自社の株式の帳簿価額に含められていた付随費用も含む）の純額が正の値となる場合には負債に計上し、負の値となる場合には資産に計上する。
- c 自己株式の処分及び消却時の帳簿価額の算定上、企業が保有する自己株式と信託が保有

する自社の株式の帳簿価額は通算しない。

d 企業が信託に支払った配当金等の企業と信託との間の取引は相殺消去を行わない。

e 総額法により個別財務諸表に計上した信託について、子会社又は関連会社に該当するかの判定は不要であり、個別財務諸表における総額法の処理は連結財務諸表作成上、そのまま引き継ぐ。

f 信託による企業の株式の取得が、企業による自己株式の処分により行われる場合、企業は信託からの対価の払込期日に自己株式の処分（自己株式処分差額）を認識する。

また、1の信託において、信託終了時に借入金の返済等のための資金が不足する場合、債務保証の履行により企業がその不足額を負担することとなるため、負債性の引当金の計上の要否を判断する。

2の取引を行っている場合は、従業員へ割り当てられたポイントに応じた株式数に、信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じた金額を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上する。信託から従業員に株式が交付される場合、企業はポイントの割当時に計上した引当金を取り崩す。引当金の取崩額は、信託が自社の株式を取得したときの株価に交付された株式数を乗じて算定する。

会計処理について公開草案からの変更点は、上記bの信託に関する諸費用に信託に残存する自社の株式の帳簿価額に含まれていた付随費用も含めること、及び、dが追加されたことです。

本報告の適用時期は原則として平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首からですが、本報告公表後最初に終了する事業年度の期首又は四半期会計期間の期首からの早期適用も可能です。

また、本報告の適用初年度の期首（本実務対応報告公表後最初に終了する四半期会計期間の期首から適用した場合は当該四半期会計期間の期首）より前に締結された信託契約に係る会計処理については従来採用していた方法（信託に残存する自社の株式や信託の財産及び損益を企業の財務諸表に計上しない純額法）を継続することができますが、一定の注記が必要となります。

(2014/1/14号より)